

議案第1号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

勤勉手当の算出基礎額から扶養手当を除くため、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、扶養手当の月額及び」を「及び扶養手当の月額並びに」に改め、「（以下「手当基礎額」という。）」を削り、同条第4項中「手当基礎額」を「合計額」に改める。

第21条第2項各号列記以外の部分中「それぞれの」を「それぞれその」に、「手当基礎額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」に、「次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額」を「前項の職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、100分の100（一般職4級職員（再任用職員を除く。）にあつては100分の120、一般職5級職員（再任用職員を除く。）にあつては100分の130、再任用職員にあつては100分の47.5（一般職4級職員及び一般職5級職員にあつては、100分の57.5））を乗じて得た額の総額」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「手当基礎額」を「合計額」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。